

お知らせ

平成 25年 2月 27日
農林中央金庫

中小企業金融円滑化法の期限到来後の対応方針について

当金庫は、従前よりお客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みに適切に対応すること、お客さまからの経営相談および経営改善に向けた取り組みに関する支援を適切に行うことに努めてまいりました。

中小企業金融円滑化法の期限到来後も、当金庫の金融円滑化に向けた対応方針に変更はございません。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

農林中央金庫 広報企画室 (野田,内田)

TEL 03-5222-2017